

愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

平成24年 1 月13日金曜日 第2333号

\Diamond	目	次	\Diamond
	告	示	

医療機関の指定	10
指定医療機関の所在地名の変更	10
指定医療機関の名称の変更	10
指定医療機関の廃止の届出	11
介護機関 (居宅介護事業者)の指定	11
介護機関(居宅介護支援事業者)の指定	11
介護機関(特定福祉用具販売事業者)の指定	11
介護機関(介護予防事業者)の指定	12
介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)の指定	12
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更(2件)	12
指定介護機関(介護予防事業者)の変更(2件)	13
指定介護機関(居宅介護事業者)の休止の届出	13
指定介護機関(介護予防事業者)の休止の届出	13
指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出	13
指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出	14
指定自立支援医療機関の指定	14
大規模小売店舗の廃止の届出	15
地籍調査の成果の認証	15
飼料の試験結果の概要	15
基本測量の実施の通知	15
公共測量の実施の通知	16
都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧(2件)	16
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(3件)	16
市営土地改良事業の施行の同意	16
指定道路の指定	16
道路の供用開始(県道玉川菊間線)	16
閏発行為に関する丁事の完了(2件)	17

道路の供用開始(県道宇	'和三間線)	17

第2333号

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出	17
政治団体の届出事項の異動の届出	17
政治団体の解散の届出	18
資金管理団体の届出事項の異動の届出	18

公営企業告示

落札者等の告示......18

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第35号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成24年 1 月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	開記	设者 は	の B 名	E 名 称	所	在	地	指 年 月	定目日
ハーブ歯科	松	居	香色	呆里	宇和島市 - 10	市中沢町−	-丁目 2	平成.	
あべ歯科医院	冏	部		梓	宇和島市 7番地	市中央町二	二丁目10	平成:	

○愛媛県告示第36号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関の所在地名が、次のように変更された。 平成24年1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

医毒雌胆の夕和	開設者の氏名	所 在	地名	変 更 年 月 日
医療機関の名称	又 は 名 称	IB	新	多 史 平 月 日
なでしこ薬局	株式会社メディック・ユー	東温市志津川246 - 6	東温市志津川246 - 1	平成23年10月 1 日

○愛媛県告示第37号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関が、名称を次のように変更した。 平成24年1月13日

医療機 [関 の 名 称	引設者の氏名 所 在 地	変 更 年 月 日
旧	新	は 名 称 パーロール	Q X + // L
すずらんハートクリニック	たかはし医院	橋 光 司 八幡浜市若山 2 番耕地 8 番地 2	型 平成23年10月 1 日

○愛媛県告示第38号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成24年1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	開記	没者	の日名	E 名 称	所	在	地	廃 年 月	止目日
渡邊薬局保内店	渡	邊	龍	次	八幡浜市保内町宮内 1 - 342 - 1		平成3月	23年 1日	

あべ歯科医院	冏	部		梓	宇和島市中央町一丁目 7 - 16シティープライド中 央ビル 2 F	平成23年 10月26日
わたなべ薬局	渡	邊	龍	次	八幡浜市1163 - 1	平成23年 11月 1 日
浦上歯科医院	浦	上	富	雄	大洲市長浜甲230 - 5	平成23年 11月 4 日
医療法人弘友会 加戸病院	医療法人弘友会		支会	大洲市若宮548番地	平成23年 11月11日	

○愛媛県告示第39号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護事業者)を次のように指定した。 平成24年1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(居宅 介護事業者)の 名	主たる事務所の	居宅介護事業	を 行 う 事 業 所 所 在 地	指定年月日
有限会社フクダ	伊予郡砥部町千足 1 番地24	ハッピースマイル	伊予郡砥部町干足 1 番地24	平成23年6月1日
株式会社ハッピーファーマシー	松山市東垣生町497番地	ハッピー薬局内子店	喜多郡内子町内子778番地 1	平成23年11月 1 日
つばき合同会社	西条市喜多台413 - 14	ホームヘルプサービス椿の里	西条市喜多台413 - 14	平成23年11月 1 日
株式会社シャローム・ハート	宇和島市津島町下畑地甲1594 番地	ランチデイさいさい	宇和島市津島町下畑地甲1594 番地	平成23年11月24日
ウマ商事株式会社	四国中央市三島中央三丁目11 番33号	小規模多機能新町	四国中央市三島中央三丁目11 番38号	平成23年12月 1 日
ウマ商事株式会社	四国中央市三島中央三丁目11 番33号	ディサービスロイヤル	四国中央市三島中央三丁目11 番38号	平成23年12月 1 日

○愛媛県告示第40号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護支援事業者)を次のように指定した。 平成24年1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(居宅介護支援事業者)	主たる事務所の	居宅介護支援事	業を行う事業所	指定年月日
の名称	所 在 地	名 称	所 在 地	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
つばき合同会社	西条市喜多台413 - 14	ケアサポートプラン椿	西条市喜多台413 - 14	平成23年11月 1 日

○愛媛県告示第41号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(特定福祉用具販売事業者)を次のように指定した。 平成24年1月13日

介護機関(特定福祉	主たる事務所の	特定福祉用具販売	* = = = =	
用 具 販 売 事 業 者) の 名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	指定年月日
有限会社フクダ	伊予郡砥部町千足1番地24	ハッピースマイル	伊予郡砥部町千足 1 番地24	平成23年 6 月 1 日

○愛媛県告示第42号

平成24年 1 月13日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(介護予防事業者)を次のように指定した。 平成24年1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(介護 予防事業者) の名称	主たる事務所の	介 護 予 防 事 業 名 称	を 行 う 事 業 所	指定年月日
有限会社フクダ	伊予郡砥部町千足 1 番地24	ハッピースマイル	伊予郡砥部町千足 1 番地24	平成23年 6 月 1 日
株式会社ハッピーファーマシ	松山市東垣生町497番地	八ッピー薬局内子店	喜多郡内子町内子778番地 1	平成23年11月 1 日
つばき合同会社	西条市喜多台413 - 14	ホームヘルプサービス椿の里	西条市喜多台413 - 14	平成23年11月 1 日
株式会社シャローム・ハート	宇和島市津島町下畑地甲1594 番地	ランチデイさいさい	宇和島市津島町下畑地甲1594 番地	平成23年11月24日

○愛媛県告示第43号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)を次のように指定 した。

平成24年1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(特定介護予防 福祉用具販売事業者)	主たる事務所の	特定介護予防福祉用具	販売事業を行う事業所	指定年月日
の 名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	11 化 4 万 口
有限会社フクダ	伊予郡砥部町千足 1 番地24	ハッピースマイル	伊予郡砥部町千足1番地24	平成23年 6 月 1 日

○愛媛県告示第44号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)の名称及び居宅介護事業を行 う事業所の名称が次のように変更された。

平成24年1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(居宅 介護事業者)の	主たる事務所の	居宅介護事業	を 行 う 事 業 所	変 更 年 月 日
介護事業者)の名	所 在 地	名 称	所 在 地	友 史 牛 万 口
(変更後) 株式会社福祉サポート広栄		(変更後) 株式会社福祉サポート広栄		₩#22 年 44日 4 日
(変更前) いしづちライフサポート株式 会社	· 西条市大町315番地 1	(変更前) いしづちライフサポート株式 会社	· 西条市大町315番地 1 -	平成23年11月 1 日

○愛媛県告示第45号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)の名称、主たる事業所の所在 地及び居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成24年1月13日

介護機関(居宅 介護事業者)の	主たる事務所の	居宅介護事業	を 行 う 事 業 所	変 更 年 月 日
日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	所 在 地	名称	所 在 地	友 史 牛 万 口
(変更後) 合同会社わかくさ	(変更後) 新居浜市本郷二丁目3-21	A II 18 - 7 2 2. ***	(変更後) 新居浜市本郷二丁目 3 - 21	₩#22 年 44日 4 日
(変更前) 居宅介護支援センター若草合 同会社	(変更前) 新居浜市松原町15番49号	- ヘルパーステーション若草 - -	(変更前) 新居浜市松原町15番49号	平成23年11月 1 日

○愛媛県告示第46号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(介護予防事業者)の名称及び介護予防事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成24年1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(介護 予防事業者)	主たる事務所の	介護予防事業	を行う事業所	変更年月日
の名称	所 在 地	名 称	所 在 地	· 文文十万日
(変更後) 株式会社福祉サポート広栄	- 西条市大町315番地 1	(変更後) 株式会社福祉サポート広栄	- 西条市大町315番地 1	平成23年11月 1 日
(変更前) いしづちライフサポート株式 会社	□ 四宗巾入町313街地 1	(変更前) いしづちライフサポート株式 会社	四宗巾入町313笛地	平成25年11月1日

○愛媛県告示第47号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(介護予防事業者)の名称、主たる事業所の所在地及び介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成24年 1 月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(介護 予防事業者)	主たる事務所の	介護 予防事業	を行う事業所	・ 変更年月日
の名称	所 在 地	名 称	所 在 地	2 2 4 7 1
(変更後) 合同会社わかくさ	(変更後) 新居浜市本郷二丁目 3 - 21	- ヘルパーステーション若草	(変更後) 新居浜市本郷二丁目 3 - 21	· 平成23年11月 1 日
(変更前) 居宅介護支援センター若草合 同会社	(変更前) 新居浜市松原町15番49号	・ハルハースノーション石早	(変更前) 新居浜市松原町15番49号	十成台十八月一日

○愛媛県告示第48号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)から、居宅介護事業を次のように休止した旨の届け出があった。

平成24年1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(居宅 介護事業者)の	主たる事務所の	休止に係る居宅介記	雙事業を行う事業所	休止年月日
名	所 在 地	名 称	所 在 地	W II 4 7 D
社会福祉法人砥部寿会	伊予郡砥部町大南2267番地	デイサービスセンター砥部オ レンジ荘	伊予郡砥部町大南2267番地	平成23年12月 1 日

○愛媛県告示第49号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(介護予防事業者)から、介護予防事業を次のように休止した旨の届け出があった。

平成24年 1 月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(介護 予防事業者)	主たる事務所の	休止に係る介護予防	方事業を行う事業所	休止年月日
予防事業者) の名称	所 在 地	名 称	所 在 地	иштяп
社会福祉法人砥部寿会	伊予郡砥部町大南2267番地	デイサービスセンター砥部オ レンジ荘	伊予郡砥部町大南2267番地	平成23年12月1日

○愛媛県告示第50号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成24年 1 月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(居宅 介護事業者)の	主たる事務所の	廃止に係る居宅介記	護事業を行う事業所	廃 止 年 月 日
名称	所 在 地	名 称	所 在 地	第 正 平 万 口
有限会社薫	伊予郡松前町筒井1579番地 1	デイサービスセンターかおり	伊予郡松前町筒井1579番地 1	平成23年 5 月31日

○愛媛県告示第51号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(介護予防事業者)から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成24年1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(介護 予防事業者)	主たる事務所の	廃止に係る介護予院	方事業を行う事業所	- 廃止年月日
の 名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	第 正 年 月 日
有限会社薫	伊予郡松前町筒井1579番地 1	デイサービスセンターかおり	伊予郡松前町筒井1579番地 1	平成23年 5 月31日

○愛媛県告示第52号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。 平成24年1月13日

名称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする 医療の種類	指定年月日
旭川荘南愛媛病院	北宇和郡鬼北町永野市1607	社会福祉法人旭川荘	精神通院医療	平成24年 1月1日
かいてき調剤薬局 新玉店	松山市千舟町八丁目67番地 9	有限会社アメニティ・ライフ・エイド	精神通院医療(薬 局)	平成23年 8月1日
ハッピー薬局 志津川店	東温市志津川1580番地 2	株式会社ハッピーファーマシー	精神通院医療(薬 局)	平成23年 8月1日
レデイ薬局 北高下店	今治市北高下町2丁目1番3号	株式会社レデイ薬局	精神通院医療(薬 局)	平成23年 8月1日
有限会社佐々木薬局	今治市本町2丁目2番地5号	有限会社佐々木薬局	精神通院医療(薬 局)	平成23年 9月1日
ハッピー薬局 東石井店	松山市東石井五丁目 7番24号	株式会社ハッピーファーマシー	精神通院医療(薬 局)	平成23年 9月1日
青空薬局	宇和島市柿原甲1352番 4	セイコー株式会社	精神通院医療(薬 局)	平成23年 10月 1 日
白雲薬局	宇和島市広小路 1 番34号	セイコー株式会社	精神通院医療(薬 局)	平成23年 10月 1 日
アール調剤薬局	松山市森松町148番地 3	株式会社R	精神通院医療(薬 局)	平成23年 10月 1 日
なでしこ薬局	東温市志津川246 - 1	株式会社メディック・ユー	精神通院医療(薬 局)	平成23年 10月 1 日
ティーズ薬局 山越店	松山市山越四丁目 1 番33号	有限会社ティーズ・ファーマシー	精神通院医療(薬 局)	平成23年 10月11日
江戸茂薬局 竹原店	松山市竹原一丁目 3 番地14	有限会社江戸茂薬局	精神通院医療(薬局)	平成23年 11月 1 日
ハッピー薬局 内子店	喜多郡内子町内子778番地 1	株式会社ハッピーファーマシー	精神通院医療(薬局)	平成23年 11月 1 日
ハッピー薬局 神田店	松山市神田町2595番	株式会社ハッピーファーマシー	精神通院医療(薬 局)	平成23年 11月 1 日

○愛媛県告示第53号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出があった。

平成24年1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

大規模小売店舗	大規模小売店舗	大規模小売店舗内の店舗面積の
の名称	の所在地	合計が基準面積以下となる日
松山グランドサン シャインビル	松山市千舟町2丁 目4番12号	平成23年12月29日

19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成24年 1 月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地域	調査期間	成果の名称
大洲市	長浜の一部	平成21年度から 平成22年度まで	大洲市の 地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成24年 1 月13日

○愛媛県告示第54号

次の地籍調査の結果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第

○愛媛県告示第55号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「法」という。)第56条第1項及び第2項の規定により平成23年10月に収去した飼料の試験結果の概要は、次のとおりである。

平成24年 1 月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

2 栄養成分に関する検査

			製造		試	B.	è	結	Ę	Ŗ	Ø	相	£	要		違
製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	(輸入) 年月	粗たん白質	粗脂肪	カルシム	りん	粗繊維	粗灰分	揮性基室 発塩性素	水溶 性窒素	ペシ 消 率	可 化 分 量	代謝 エネ ルー	その他査	違反の内容
西日本飼料株式会 社 岡山県倉敷市	くるしま運送有限 会社 愛媛県今治市	ファイティング 73N	23 •	17 .0	3 .1	1 22	0 58	4 .1	5 .7	-	-	-	-	-	-	無
J A 西日本くみあい飼料株式会社坂 出工場 香川県坂出市	愛媛たいき農業協 同組合 愛媛県大洲市	くみあい配合飼料伊予和牛後期	23 •	12 .6	3.8	0 33	0 58	4 3	3 2	-	-	-	-	-	-	無
門司飼料株式会社門司工場 福岡県北九州市	愛媛マルハ株式会 社宇和第2倉庫 愛媛県西予市	協同飼料ママ 7 リフト E X	23 •	20 .6	7.6	0 .79	0.60	1 .7	5 4	-	-	-	-	-	-	無
J A 西日本くみあい飼料株式会社坂出工場 香川県坂出市	南豫通運株式会社愛媛県宇和島市	くみあい配合飼 料ベストブリー ダープラス	23 • 10	17 3	2 2	0 94	0 .61	0.0	5.8	-	1	-	-	-	-	無
J A 西日本くみあ い飼料株式会社宇 和島工場 愛媛県宇和島市	同左	くみあい配合飼料味彩どり仕上 U	23 • 10	18 .0	6 4	0 .95	0 54	2 2	4.6	-	-	-	-	-	-	無
J A 西日本くみあい飼料株式会社宇和島工場 愛媛県宇和島市	同左	くみあい配合飼 料ピグザウルス CEX	23 • 10	14 3	3 .1	0 .70	0 47	2 .7	3.8	-	-	-	-	-	-	無

- 注1 飼料の名称の欄中「規」は、法第27条第1項又は第29条第2項若しくは第30条第2項の規格適合表示飼料であることを示す。
 - 2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示す。
 - 3 違反の内容の欄は、表示成分量に対して過不足があった場合の当該過不足の量等を示す。

○愛媛県告示第56号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、 国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通 知があった。

平成24年1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 基本測量(精密地形調査)
- 2 作業期間 平成24年1月13日から

平成24年3月31日まで

3 作業地域 宇和島市、愛南町

○愛媛県告示第57号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局野村ダム管理所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(3級基準点測量)

2 作業期間 平成24年1月13日から

平成24年3月30日まで

3 作業地域 西予市

○愛媛県告示第58号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定に基づき、新居浜都市計画駐車場の決定に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成24年 1 月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第59号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定に基づき、新居浜都市計画自転車駐車場の決定に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成24年1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第60号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、新居浜都市計画道路の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成24年 1 月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第61号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、新居浜都市計画下水道の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供

する。

平成24年 1 月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第62号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成24年 1 月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第63号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)附則第33条 の規定によりなお従前の例によることとされる同法第59条の規定に よる改正前の土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1 項の規定により、西条市から協議のあった市営土地改良事業(ため 池等整備事業・庵ノ池地区)の施行に平成24年1月5日同意した。

平成24年 1 月13日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

○愛媛県告示第64号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成24年 1 月13日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

1 指定道路の種類建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日平成24年1月4日

3 指定道路の位置 四国中央市中之庄町字宮ノ北554番1の一部

- 4 指定道路の延長及び幅員
- (1) 延長 53 95メートル
- (2) 幅員 6.00メートル

○愛媛県告示第65号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年1月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路 0	D種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日	
県	道	玉	川菊間	線		今治市菊間町河之内891番 2 から 同町河之内840番地先まで							
,	ı,		"		今治市菊間町河 同町河之内843都		≸地先から					n	

n	n	今治市菊間町河之内843番 2 から 同町河之内801番 2 地先まで	n
---	---	----------------------------------------	---

○愛媛県告示第66号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成24年1月13日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
23中局建(開)第51号 平成23年12月27日	伊予郡松前町大字西古泉字四日市576番 1	伊予郡松前町大字西古泉579番地21 東 祐 太 郎

○愛媛県告示第67号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成24年1月13日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
23中局建(開)第52号 平成24年1月5日	伊予郡松前町大字中川原字新田366番 1	八幡浜市保内町川之石 1 番耕地237番地72 ヤマキハウス株式会社

○愛媛県告示第68号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 1 月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	宇和三間線	宇和島市三間町部 同町務田930番 1		3から					平成24年 1 月13日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。 平成24年1月13日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政公园体の夕和	代	表者及び	が会計	†責任者の氏名	ナたて事数にのにた地	尼山生日口	/# **
政治団体の名称	代	表	者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
西予市の未来を考える会	源	正	樹	山本敏夫	西予市宇和町卯之町四丁目462	平成23年12月16日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。 平成24年1月13日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 薩 健

政治団体の名称	異動事項	新	П	届出年月日	備考
岩城ひろとし後援会(博 愛会)	会 計 責 任 者	岩 城 道 子	槇 正 俊	平成23年12月1日	
永江孝子後援会連合会	名称	永江孝子後援会連合会	青空会	平成23年12月 5 日	
自由民主党東予周桑支部	会 計 責 任 者	堀 江 幸 二	青 野 勝	平成23年12月8日	政党の支部
愛媛県土地改良政治連盟	主たる事務所の所在地	松山市古川北四丁目10 - 14	松山市平和通四丁目 1 - 15	平成23年12月8日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

- 111, - 1, 11 - 111, - 1, 11 - 111, - 1, 11 - 111, -

平成24年 1 月13日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

	政治団体の名称								表者	の氏	名	解散年月日
都	築)	旦	後	;	援	会	都	築	信	-	平成23年11月1日
秦	τ	つ	υ	ċ	後	援	会	秦		哲	久	平成23年12月 1 日

○愛媛県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体から届出事項の異動の届出があった。 平成24年1月13日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

資金管理団体の名称	異	動	事	項	新	IΒ	届出年月日	備考
永江孝子後援会連合会	名			称	永江孝子後援会連合会	青空会	平成23年12月 5 日	

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第1号

次のとおり落札者を決定した。 平成24年1月13日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入札公告日
磁気共鳴画像診断装置 1式(月額 賃借料/県立新居浜病院)	愛媛県公営企業管 理局総務課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	平成23年12月26日	株式会社自治体病院共 済会 東京都千代田区紀尾井 町3番27号剛堂会館	4 369 260円	一般競争入札	平成23年11月18日

平成24年 1 月13日 発行 18